



29生都管第1158号

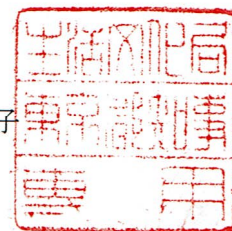
東京都足立区千住二丁目65番地双葉ビル2階  
特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブ

## 特 例 認 定 書

平成29年6月30日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の特例認定については、特定非営利活動促進法第58条第1項の規定に基づき、下記の期間を有効期間として認定します。

平成29年12月14日

東京都知事 小池 百合子



記

特例認定の有効期間 平成29年12月14日から平成32年12月13日まで